

## 第4章 施策の総合的な展開

### 1. 施策の総合的な取り組みの方向

第3章で述べた施策について、地域の中でその目的の達成に向けた効率的、効果的な展開を図るために、本計画の4つの基本目標の視点に基づく基本施策を横断的に捉えてまとめ、特にその中から総合的な取り組み方向を以下に示す4つの観点からまとめました。

本章では、これらについての展開を図るための考え方について示します。

#### 取り組み1 地域における相談および情報交流の拠点づくり

(関連する主な基本施策)

- ・ ボランティアネットワークの中核機能の整備 (60 ページ)
  - ・ ボランティア活動に関する総合的な相談窓口の整備 (61 ページ)
  - ・ 地域におけるボランティアコーディネーターの配置 (62 ページ)
  - ・ 地域の人材バンクの創設と活用の仕組みづくり (62 ページ)
  - ・ ボランティアコーディネーター、リーダーやサポーターの人材育成 (62 ページ)
  - ・ 住民同士が交流できる場づくり (68 ページ)
  - ・ 子育てに関する地域の相談支援体制の充実 (71 ページ)
  - ・ 地域のサロン活動の支援 (73 ページ)
  - ・ 地域福祉を支える社会福祉基盤整備の推進 (88 ページ)
  - ・ ワンストップサービス提供の検討 (90 ページ)
- 等々

#### 取り組み2 地域福祉活動者(団体)の連携のための仕組みづくり

(関連する主な基本施策)

- ・ 地域活動団体の情報交流の支援 (64 ページ)
  - ・ 地域福祉活動コーディネーターの配置 (69 ページ)
  - ・ 相互交流の活性化 (70 ページ)
  - ・ 虐待防止ネットワークの構築 (72 ページ)
  - ・ 地域活動団体の円滑な活動運営 (79 ページ)
  - ・ 地域ぐるみによる支援体制の整備 (79 ページ)
  - ・ 地域での活動団体の定期的な連絡協議会、交流会の推進 (94 ページ)
  - ・ 地域におけるネットワーク支援体制の検討 (94 ページ)
- 等々

### 取り組み3 地域の総合的なサービス提供のための仕組みづくり

(関連する主な基本施策)

- ・ 地域におけるボランティアコーディネーターの配置 (62 ページ)
  - ・ 頼みやすい環境づくり (62 ページ)
  - ・ 地域福祉活動コーディネーターの配置 (69 ページ)
  - ・ 子育てに関する地域の相談支援体制の充実 (71 ページ)
  - ・ 総合的なサービスを提供できる福祉基盤整備の推進 (88 ページ)
  - ・ ワンストップサービスの提供の検討 (90 ページ)
  - ・ 事業者に関する情報収集と公開の実施 (91 ページ)
  - ・ 地域におけるネットワーク支援体制の検討 (94 ページ)
- 等々

### 取り組み4 地域福祉モデル地区による地域福祉の推進

(関連する主な基本施策)

- ・ 地域住民主体の活動に対する支援 (91 ページ)
  - ・ 地域福祉モデル地区の設置 (92 ページ)
  - ・ 福祉委員制度の検討 (94 ページ)
  - ・ 地域におけるネットワーク支援体制の検討 (94 ページ)
  - ・ 地域福祉を推進する新たなシステムの検討 (96 ページ)
- 等々

これらの取り組みについて、本計画の基本的視点に加えて、以下の5つのキーワードを大切にしながら、総合的な取り組みの展開を図っていきます。

#### 【施策を総合的に展開する上でのキーワード】

- |   |         |       |                       |
|---|---------|-------|-----------------------|
| 1 | コーディネート | ..... | ボランティア、地域活動などのコーディネート |
| 2 | 交流      | ..... | 様々な住民、活動団体などの交流       |
| 3 | 協働      | ..... | 住民、行政をはじめ様々な主体による協働   |
| 4 | 拠点      | ..... | 地域における活動拠点            |
| 5 | 情報      | ..... | 地域活動、福祉などの情報提供と情報の交流  |

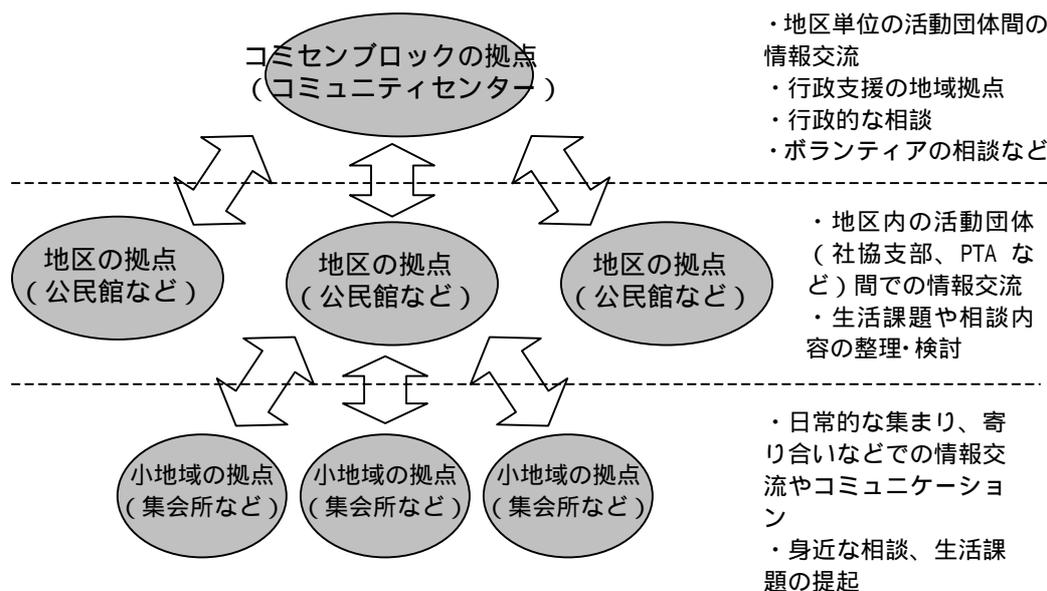
## 2. 施策の総合的な展開

### (1) 地域における相談および情報交流の拠点づくり

#### 1) 拠点形成の段階的考え方

地域の拠点については、場所づくりと人づくりの両面において、各段階の生活福祉圏に拠点を形成し、各々の連携を図っていきます。

図4-1 拠点形成の段階的考え方



#### 2) 拠点の位置付け

地区や小地域(自治会・町内会)の拠点については、生活に密着した地域において住民が思っていることについて気軽に話ができるという性格を持つべきものであることから、住民の自主運営に委ねるものとして位置付けられます。

コミセンブロックの拠点については、地域単位としてある程度の広さを持ち、広域的に様々な情報を集約できるという性格を持つことから、地区単位の連絡調整や活動事例についての情報提供を行うとともに、行政からの情報提供や支援を展開するにあたっての拠点として位置付けられます。

コミセンブロックの拠点についても、原則として地域住民による自主運営を基本とするものですが、行政的な支援をこのコミセンブロックを通して行っていくことで、住民と行政との協働を推進していきます。また、コミセンブロックの拠点としての機能を確立することにより、地域住民によって積み上げられる小地域(自治会・町内会)及び地区の拠点間の連携を図り、それぞれの拠点における活動の活性化を図ります。

### 3) コミセンブロックの拠点に求める機能

コミセンブロック拠点に求められる機能を整理すると、以下のとおりです。

- ・ ボランティアネットワーク間や地域福祉活動団体間の交流や連携のための中心機能の整備
- ・ ボランティア活動や地域福祉活動の総合的な相談窓口
- ・ ボランティアコーディネーター配置による地域福祉活動のコーディネート
- ・ ボランティア活動や地域福祉活動の情報集約と情報発信
- ・ 保健福祉サービスなどの総合相談窓口

### 4) 拠点形成に向けての取り組み

(地域住民が主体となった拠点づくり)

住民の助け合いによる地域づくりの枠組みを構築するため、拠点形成にあたっては、地域住民の手で作り上げていくことが重要であり、行政は、住民活動のきっかけづくりとその活動を支援していきます。

(既存の活動を生かした拠点づくり)

現在、地区あるいは小地域においては、地域住民主体の活動として「ふれあい・いきいきサロン」活動が行われており、地区公民館、自治公民館、集会所、地区によっては個人宅を開放して開催するなど、様々なかたちで地域の拠点(たまり場)が形成されています。

また、自治会連合会や社会福祉協議会支部など様々な地域活動団体が地区に活動の基盤を持ち、地区拠点としての機能を担っています。また、保育所(園)や学校、社会福祉施設など、地区を担う拠点には様々な可能性があります。

また、各コミュニティセンターにはふれあい保健センターが設置されており、保健師がそれぞれの地区あるいは小地域に入って、健康づくり活動など地域住民と一緒に活動を展開しています。

さらに、市社会福祉協議会には同様に、地域に入って活動の助言をしたり一緒に活動展開を図る地域活動コーディネーターが配置されています。

これらの既にある拠点機能やコーディネート機能を生かした拠点づくりを推進します。

(小地域への活動支援)

今後はこれらの取組みを発展的に継続させ、コミセンブロック拠点において、より小さい地域拠点間での情報提供や必要に応じた連絡調整が行える機能を持たせていきます。

## (2) 地域福祉活動者(団体)の連携のための仕組みづくり

### 1) 地域福祉活動者(団体)の整理

地域福祉に関する主な活動者(団体)を整理すると、以下のように想定されます。

社会福祉協議会支部、民生委員・児童委員、自治会(町内会)、老人クラブ、ボランティア団体、個人のボランティア、NPO法人、その他の関係団体

さらに地域住民についても、地域におけるお互いの助け合いの視点から見れば、サービスや支援の受け手であると同時に、支援の担い手でもあります。

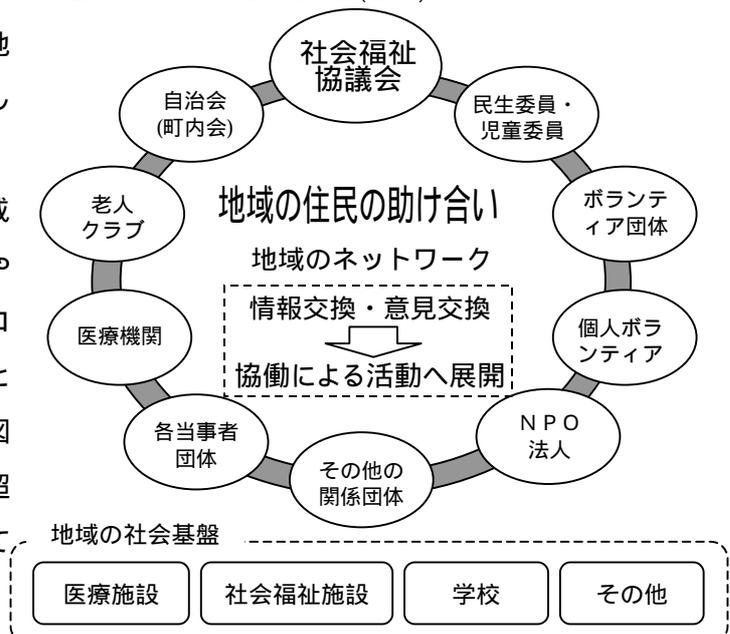
また、地域にある社会福祉施設、学校、医療機関などをはじめ多様な社会資源への働きかけも必要です。

### 2) 地域福祉活動者(団体)による連携の仕組み

地域における地域福祉に関する活動者(団体)の連携により、地域の住民を支え合う概念を示します。

こうしたネットワークを形成するためには、互いの情報交換や意見交換が重要であり、前述のコミセンブロックの拠点を媒体として、各活動者(団体)の連携を図り、さらには、組織の枠組みを超えた協働による活動につなげていきます。

図4-2 地域福祉活動者(団体)の連携のイメージ



### 3) 地域福祉活動者(団体)の連携のための支援

地域における連携を構築する一つの形として、保健・医療・福祉の連携をめざし県が推進している「ふるさと福祉村」がありますが、地域の住民と事業者などが一体となった、地域の自主的なネットワークの形成へと結びつけていくことが重要です。

#### (ネットワーク活動に対する相談機能の設置)

自主的なネットワーク運営について相談窓口設置を検討し、地域として効果的な活動ができるように支援します。

#### (住民との協働によるネットワーク活動の拠点形成)

これらの連携は、市全体でのネットワーク、各々の生活福祉圏におけるネットワークなど様々です。これらの活動圏域に合わせた拠点を地域住民との協働のもとに設置していきます。

## (3) 地域の総合的なサービス提供のための仕組みづくり

### 1) 総合的なサービス提供の捉え方

総合的なサービス提供を考えていく上で、次の2つの面からアプローチが必要です。

#### ・ サービスを利用しやすい仕組み

サービスを受けるにあたっての“わかりやすさ”と自分が欲しているニーズに対しての“適応性”が求められています。

#### ・ 円滑にサービス提供できる仕組み

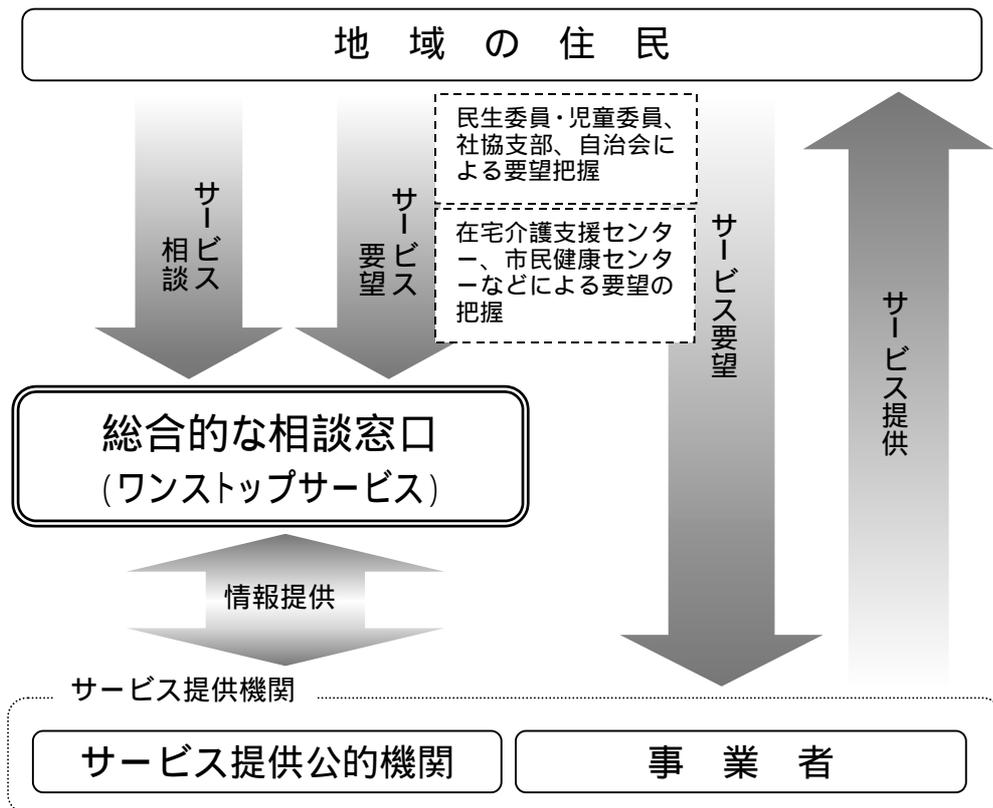
多分野にわたるサービスを提供するにあたっての“総合性”が求められます。

### 2) サービスを利用しやすい仕組みづくり

サービスを利用しやすくするために、どんなサービスがあるのか、どこに行けばサービスが受けられるのか、といったことをわかりやすく、また、地域住民が受けたいサービスを適切に提供する、すなわち地域住民のニーズを的確に捉え、適切に対応したサービスが提供できる仕組みを構築します。

また、円滑にサービスが提供できるように、様々なサービス提供事業者との連携を図り、総合的なサービスをワンストップで提供するための仕組みを構築します。

図4 - 3 総合的なサービス提供イメージ



#### (4) 地域福祉モデル地区による地域福祉の推進

地域福祉モデル地区に関する施策は、地域における組織的な福祉活動の支援を図る上で、他の地区への波及効果をねらったものです。

##### 1) 地域福祉モデル地区の役割

地域福祉モデル地区の役割を整理すると、以下のとおりです。

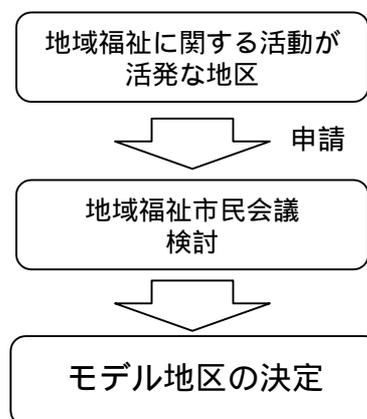
- ・住民による地域福祉活動とそれに対する行政の支援との形を探る試行的な役割
- ・他の地区への波及効果を期待する呼び水的な役割

##### 2) 地域福祉モデル地区の選定

基本的には、地域福祉に関する活動が活発に行われている地区を選定します。

選定方法については、「地域福祉市民会議」において検討し、地区からの申請に基づいて審査、選定を行います。

図4 - 5 モデル地区選定の流れ



##### 3) 地域福祉モデル地区に対する支援

地域福祉に関する地域レベルでの施策を重点的に講じることにより、より明確な施策効果の発揮をめざします。

##### 4) 地域福祉モデル地区の活動の普及

地域福祉モデル地区の活動を広報、ホームページなどで、広く情報提供します。また、地域福祉に関するシンポジウムなど、活動発表の場を設けます。